本号で公布された法令のあらまし

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第二〇四号）（環境省）

1　地球環境局、水・大気環境局及び自然環境局の所掌事務を変更することとした。（第五条～第七条関係）

2　地球環境局に国際連携課を設置するとともに、環境保全対策課を廃止することとした。（第二六条及び第二九条関係）

3　この政令は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二〇五号）（厚生労働省）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第一五号）の一部の施行期日は、平成二二年一〇月一日とすることとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二〇六号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第一五号）の一部の施行に伴い、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三一年政令第三三七号）その他の関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二二年一〇月一日）から施行することとした。

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二〇七号）（厚生労働省）

1　平成二二年一〇月から平成二三年九月までの月分の遺族年金及び遺族給与金の額を、次のように引き上げることとした。（第二条関係）

㈠　平病死（公務軽症又は勤務関連重症）の場合

五四万一、四五〇円を五五万七、六〇〇円に引き上げることとした。

㈡　平病死（勤務関連軽症）又は併発死（公務傷病）の場合

四四万二五〇円を四五万六、四〇〇円に引き上げることとした。

㈢　併発死（勤務関連傷病）の場合

三一万八、八五〇円を三三万五、〇〇〇円に引き上げることとした。

2　この政令は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。

政　令

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百四号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十六号中「第五条第十三号」を「第五条第十一号」に改める。

第五条第四号を削り、同条第五号中「こと」の下に「（水・大気環境局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「規制等に関すること」の下に「（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに水・大気環境局及び自然環境局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第十一号とする。

第六条第十三号中「及び地球環境局」を削り、同号を同条第十五号とし、同条中第十二号を第十四号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自動車の交通に起因して生ずる大気の汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する事務に関連するものに限る。）。

七　環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

第七条第十二号中「（地球環境局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第十三号とし、同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「第三十八条第四号」を「第三十八条第五号」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　南極地域の環境の保護に関すること。

第二十六条中「環境保全対策課　地球温暖化対策課」を「地球温暖化対策課　国際連携課」に改める。

第二十七条中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とする。

第二十八条を削る。

第二十九条中「（前条第二号に掲げる事務を除く。）」を削り、同条第一号中「こと」の下に「（水・大気環境局及び国際連携課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号中「この号」の下に「及び次条第一号」を、「規制等に関すること」の下に「（国際連携課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三　環境の保全の観点からのオゾン層の保護に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

第二十九条を第二十八条とし、第二章第三節第三款中同条の次に次の一条を加える。

（国際連携課の所掌事務）

第二十九条　国際連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関すること。

二　環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。

三　環境省の所掌事務に係る国際機関及び国際会議に関する事務の総括に関すること。

四　環境省の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の総括に関すること。

五　環境省の所掌事務に係る海外に対する広報に関すること。

六　日本環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に関すること。